

2024年3月18日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・DC年金プラン・ファンド (ターゲット・イヤー型) 2010 繰上償還(予定)に関するお知らせ

このたび弊社では標記の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 繰上償還予定日

2024年6月28日

2. 繰上償還の理由

ターゲット・イヤーである2010年を越え、安定運用期間に入っていることから、運用を終了させてお預かりした資金をお返しし、有効活用のお機会をもたらすことがDC加入者様にとって有利であると判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

3. 異議申立手続きおよび買取請求等

この繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、2024年4月22日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申立ください。

上記の期間内に、ご異議のお申立のあった受益者の方の保有する受益権の口数が2024年3月18日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2024年6月28日をもって信託を終了します。

この場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、2024年5月8日から2024年5月27日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。(ご異議を申し立てられた場合であっても、買取請求をしなければならないものではありません。)

以上